

質問第八一号

パンデミック条約の訳に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和六年三月二十五日

須藤 元 気

参議院議長 尾辻 秀久 殿

パンデミック条約の訳に関する再質問主意書

先日提出した「パンデミック条約の訳に関する質問主意書」(第二百十三回国会質問第六五号)に対する答弁(内閣参質二二三第六五号)が、質問に対する回答になっていなかったため再度質問する。

質問の一及び二について、その趣旨は「W H O C A + : W H O convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response (P P R)」の日本語訳文に誤りがあるという点であり、英語原文についての質問ではない。

原文に「新たな法的文書」とは書かれていない。原文には、「条約、協定、その他の国際的法律文書」と書かれている。

また、答弁では「交渉等を経て当該条約その他の国際約束の正文が確定した後に、当該正文における個々の文言の意味を正確に反映するように、我が国が既に締結している条約その他の国際約束や国内法令における用語との整合性等を勘案しつつ、慎重に検討した上で確定するもの」とあるが、誤った訳文を国会議員や大臣が読み、誤った認識の上で我が国政府内で議論をすれば、誤った結論を導き出して不利な交渉を挑むことになる。

誤った訳文で国会議員や国民をミスリードするべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。